

大阪公立大学大学院医学研究科博士課程

長期履修制度について

1. 趣旨・概要

社会人あるいは育児、介護などによって十分な学修時間を確保することが難しいなど、標準修業年限（4年）での修了が困難な学生に、修業年限を計画的に延長し、履修することを認めるものです。標準修業年限分の授業料総額に相当する額を長期履修期間に応じて納付することになるため、修了までに必要な授業料総額は原則変わりません（10円未満の端数があるときは切り上げられる・授業料の改訂がある場合再計算される）。

2. 申請資格

長期履修を申請できる者は、博士課程在籍者及び博士課程在籍予定者で次のいずれかに該当する者としてします。ただし、定められた修業年限の最終年次（4年）にあたる者は長期履修を申請できません。

- (1) 職業を有しており履修、研究の時間が制限される事情がある者
- (2) 育児や介護への従事など履修、研究の時間が制限される事情がある者
- (3) その他、やむを得ない事情により履修、研究の時間が制限されると研究科教授会で認められた者

3. 長期履修の期間

- (1) 長期履修の期間は8年を超えないものとします。
- (2) 長期履修の期間は、申請理由により計算方法が次の2つに分かれます。詳細は次ページの表をご覧ください。
 - ▶ 育児を理由とする者：長期履修を適用せずに在学する期間を通算して、8年を超えないものとします。
 - ▶ 育児以外を理由とする者：4年から既に修業した期間を差し引いた期間の2倍に相当する年数以内とします。
- (3) 長期履修期間は1年を単位とし、学年の途中から開始することはできません。ただし、期間短縮は半期ごとに可能です。
- (4) 長期履修期間は延長できません。
- (5) 休学期間は、長期履修期間に算入しません。
- (6) 在学年限（8年以内）に修了することができない場合は除籍の対象となります。

4. 申請手続き

(1) 申請期日

新入生は別途研究科が指定する日とし、在学生は毎年度2月末までとします。

(2) 申請書類

- ・ 長期履修願（本学所定の様式）
- ・ 長期履修が必要であることを証明する書類

5. 履修期間の短縮

長期履修を許可された者が当該履修期間の短縮を希望する場合は、長期履修期間短縮願（本学所定の様式）を、短縮の終期が前期末である場合当該年度の5月末までに、短縮の終期が後期末である場合当該年度の11月末までに提出が必要です。この場合、短縮することにより生じた授業料の差額を納入することになります。

6. 許可の取消し

長期履修を許可された者が、長期履修に関し虚偽の申請をしたことが判明したとき、その他長期履修を行わせることが適当でない認められるときは、許可を取り消すことがあります。

7. 問い合わせ先・提出先

医学部学舎 1F 学務課 [阿倍野キャンパス]

e-mail: gr-a-gakumu-med@omu.ac.jp

参考1：長期履修制度の申請時期・申請理由と申請できる長期履修期間

申請時期	申請できる 長期履修期間 (育児を理由とする場合)	申請できる 長期履修期間 (育児以外を理由とする場合)
入学前	8年	8年
1年次	7年(通算8年)	6年(通算7年)
2年次	6年(通算8年)	4年(通算6年)
3年次	5年(通算8年)	2年(通算5年)
4年次	申請不可	申請不可

※「通算」＝「長期履修を適用せずに在学する期間」＋「長期履修期間」

※上記は最長期間の記載であり、1年単位で上記より短く申請することも可能です。

※上記とは別に、認められれば最長2年の休学も可能です。

参考2：長期履修による授業料年額の計算方法

○計算式：通常の授業料年額×標準修業年限÷長期履修期間

例：長期履修期間8年を認められた場合の授業料年額

＝通常の授業料年額（535,800円[2024年時点]）×標準修業年限（4年）÷長期履修期間（8年）

＝267,900円